

第五回國會 衆議院 圖書館運營委員會會議錄第五号

昭和二十四年五月十九日(木曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 早稻田柳右衛門君

理事水谷

昇君

北沢 直吉君

円谷 光衛君

中西伊之助君

中野 四郎君

委員外の出席者

參議院議員

羽仁 五郎君

國立國會圖書館長

金森徳次郎君

五月十四日

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(金子洋文君外九名提出、參法第五号(予))

同月十八日

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

國立國會圖書館法の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第五号)

○早稻田委員長 これより會議を開きます。

昨日正式に本委員会に付託になりました參議院提出國立國會圖書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず發議者より提案理由の説明を聴取いたします。參議院議員羽仁五郎君。

國立國會圖書館法の一部を改正する法律

國立國會圖書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一類第二十一号 圖書館運營委員會會議錄 第五号 昭和二十四年五月十九日

第十章を次のように改める。

第十章 國、地方公共団体等の發行する出版物の納入

第二十四條 國の諸機關により又は國の諸機關のため、左の各号に該当する出版物(機密取扱のもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。)が發行されたときは、当該機關は、公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用に及ぶその他の國際的交換の用に供するために、その發行部数が五百部以上のときはその三十部、その發行部数が五百部未満のときは館長の定めるところにより三十部未満の部数を、直ちに國立國會圖書館に納入しなければならない。但し、館長は、發行部数が五百部以上の場合において、特に必要があると認めるときは、三十部を超え五十部を超えない部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるとき、三十部未満の部数を納入させることもできる。

- 一 圖書
- 二 小冊子
- 三 逐次刊行物
- 四 樂譜
- 五 地圖
- 六 映画技術によつて製作した著作物
- 七 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物

八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化學的方法によつて、文書又は圖画として複製した著作物

1 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においてはこの限りでない。

第二十四條の二 都道府縣若しくはこれに準ずるものの諸機關により又はこれらの諸機關のため、前條第一項に規定する出版物が發行されたときは、当該機關は、前條の規定に準じ、その出版物を直ちに國立國會圖書館に納入するものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村若しくはこれに準ずるものの諸機關により又はこれらの諸機關のため、前條第一項に規定する出版物が發行されたときは、当該機關は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合に於ては十部以下、町村又はこれに準ずるものの場合に於ては三部以下の部数を、直ちに國立國會圖書館に納入するものとする。

3 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十一章 その他の者の發行する出版物の納入

第二十五條 前二條に規定する者以外の者は、第二十四條第一項に規定する出版物を發行したときは、前二條の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、發行の日から三十日以内に、最良版の完全なものを國立國會圖書館に納入しなければならない。但し、發行者がその出版物を國立國會圖書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十四條第二項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

4 第一項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目錄で当該出版物を記載したものを送付する。

る出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小賣價額(小賣價額のないときはこれに相当する金額)の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 發行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 改正後の第二十四條第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同條並びに改正後の第二十四條の二及び第二十五條の規定にかかわらず、その納入を免ずることができ。

3 この法律施行前に發行された出版物の納入又は納本については、なお従前の例による。

○羽仁參議院議員 ただいま議題となりました國立國會圖書館法の一部を改正する法律案について提案理由を御説明いたします。

國立國會圖書館は、わが國における唯一の國立圖書館として、日本文化の中心的存在であり、全國の出版物が、ここに網羅的に収集されることは、その存在の基本的要件であるといわなければなりません。しかし、その圖書収集の方法としては、購入寄贈、交換等の方法もないわけではありませんが、日々増加する新しい資料を吸収す

るためには、納本という方法が最も重要なものであることは、諸外国において、図書館への納本につきそれ／＼強行規定を有しこれが励行を強制している事例に徴しても、また明らかかなところであります。しかるに、現在図書館への納本状況はどうかと申しますと、まことに不満足なものであります。いわゆる民間出版物の納本数は、全日本の出版物推定数に比して、その半数にも及ばず、また、いわゆる官廳出版物についてみましても、その納入成績は、はなはだ芳ばしくない状態にあるようであります。

納本については、現在のところ、國立国会図書館法の第十章及び第十一章に規定されているのでありますが、今回これに若干の改正を加え、現行納本制度の強化をはかりたいと考えた次第であります。改正の要点は、第一公用のため及び國際的交換の用に供するため、現在、いわゆる官廳出版物を納入させているのを、さらに地方公共團體の出版物にも及ぼしたこと、またその納入部数を原則として五十部と定めてあるものを三十部に引下げ、かつ事態に應じて、その部数に幅を持たせたこと、第二に、いわゆる民間出版物を納入した場合、現行法では、全日本出版物の目録を代償として送付すると定めてあるのを、これに代償金を交付することに收め、また、納入しない者を過料に処する規定を新たに加えたこと、三納入すべき出版物の種類を明示したこと、この三点であります。

われ／＼は、参議院図書館運営委員会において、出版業者、公立図書館担当者、文部省著作権担当官等の参集を求め、懇談的に、その意見を聞き、慎重

審議を進められた結果この提案を見るに至つた次第であります。なお本法は昨日参議院本会議にかかりまして、全会一致で可決せられた次第であります。何とぞ慎重御審議くださいますことをお願いいたします。

○早稲田委員長 質疑をいたします。何かお尋ねになることはありますせんか。

○北澤委員 ただいまここに議題になつております國立国会図書館法の一部を改正する法律案の第二十五條の二に、発行者が正当の理由なくして前條第一項の規定による出版物を納入をしないかつたときは、その出版物の小賣價額、小賣價額のないときはこれに代るものの五倍に相当する金額以下の過料を處するとの罰則の規定を設けられておるのでありますが、本法であります國立国会図書館法には罰則の規定がないのであります。特に今回の改正法律案に罰則の規定を設けました理由につきまして、提案者の御説明を願ひたいと思ひます。

○羽仁参議院議員 ただいまの御質問はまことに重要な問題であります。昭和二十三年二月に國立国会図書館法が制定せられました當時に、私は参議院図書館運営委員会の委員長として、この立法に努力した一人でありまして、その際には、この國立国会図書館法というものを、その前文にございませうに眞理がわれらを自由にするとする確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、國立国会図書館がここに設立せられるという趣旨に従ひまして、文化國家實現の最高の理想をここに實現するという意味で、この法律

の中に罰則あるいはこれに類するものゝ設けられないという原則を守つたのでございませう。従ひまして今回この改正をいたしました点については、われ／＼としても相當の論議をいたしました。あるいはさつき申しました理由で、御説明申し上げましたように出版業者、ことに民間の方々の御意見を求めましたところが、この点につきましては、やはり國立国会図書館法本法の文化的の高位性質というものを維持する意味で、罰則を入れることに反対の強力なる御意見もあつたのであります。しかしながらこの点につきましては、実は衆参両院の図書館運営委員会が、本法制定以來本法が実行せられることにつきまして、絶えず重大な関心を持つて参つたのであります。國立国会図書館長の御報告によりますと、國立国会図書館への納本の成績ははたしく満足なものでない、これを何とかして解決しなければならぬ。と申しますのは、國立国会図書館が國の唯一の國立図書館であります關係から、その國立国会図書館が國立国会図書館が全日本の出版物の完全なる目録を作成する義務を負つております關係から、圖書の納入が完全に行われることが絶対に必要の條件であります。このためにはさつきの提案理由の御説明の場合にも申し上げましたように、納入、寄贈、交換などの方法もございませうけれども、しかし何よりも必要なのは、あらゆる出版物が自動的に、オートマテイツクに國立国会図書館に入つて来るというものがなければ、完全なる圖書目録というものは作成できないのであります。この國の唯一の國立図書館であります國立国会図書館に自動的に、あら

ゆる出版物が入つて来るということを実現するためには、いろいろ／＼な方法が考えられます。そのうちの最も模範的なものとしては、アメリカのコンダレス・ライブラリーがなつておりますコピーライイト、それから納本というものとを結びつける制度でありまして、われ／＼としてはこの制度を日本に採用することはできないかというふうにいる／＼研究して参つたのであります。現在までのところ、このコングレス・ライブラリーが採用しておる制度を、ただちにわが國立国会図書館において採用せられ得るという結論に到達いたしません。これはなお今後御研究を願ひまして、あるいはこの方法が實現できるものであれば、これが最も理想的であるかも知れないと考えるのであります。その間に、時々刻々に出版されます全日本の出版物は多量の数に上りまして、その納本の成績がよろしくないので、國立国会図書館がその最大の義務として負つておる完全なる圖書目録の作成ということが日々遅れて参ります。これを救わなければならないという關係で、いろいろな点から問題はあります。あります。現在のところでは、まずこの程度のことをなすことがやむを得ないのではないかという結論に到達したわけでありませう。

なおこれは罰則と申しますが、刑罰ではございませんで、いわゆる過料という程度のものであります。その対象となつた方々の名譽に關するやうなものではなく、法律としてこの國立国会図書館の納本の制度を完全に施行していただくという志を表わしたという点に主眼点があるのでございませう。

て、刑罰という点に主眼点があるのでございませんで、こういう意味で、なお完全な納本を得て完全なる圖書目録をつくる、そして國立国会図書館が國內及び國際に向つて負つておるこの義務を果すという意味におきましては、今後いろいろ御研究を願ひ、また必要に應じては改正をしていただくことを願ひする次第であります。現在のところでは、これが比較的目的を達成し得る唯一の方法であるという結論に到達しましたので、この改正をお願いしたいというふうに考えた次第であります。

○北澤委員 ただいまの御説明によりまして、罰則の規定は、國立国会図書館がその本務を遂行するにあつてやむを得ざるものであるということが了解されました。これをもつて私の質問を打ち切ります。

○岡谷委員 この二十五條の三項ですが「出版及び納入に通常要すべき費用に相當する金額を、その代償金として交付する。」というのとはどういふのですか。原價という意味ですか賣値ですか。

○羽仁参議院議員 二十五條の第三の「当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相當する金額」というのは、一應の常識をいたしましては、いわゆる定價及びこれを送つて参ります送料あるいは届け参ります運搬料というものであります。これは館長が大體定める。もちろん館長が独断で、定めるわけではございませんで、適当な機關に諮られて、その出版に實際にだけだけの費用を要したか、またそれを納入せられるにどれだけの費用を必要とされたかということを判定されまし

て、刑罰という点に主眼点があるのでございませんで、こういう意味で、なお完全な納本を得て完全なる圖書目録をつくる、そして國立国会図書館が國內及び國際に向つて負つておるこの義務を果すという意味におきましては、今後いろいろ御研究を願ひ、また必要に應じては改正をしていただくことを願ひする次第であります。現在のところでは、これが比較的目的を達成し得る唯一の方法であるという結論に到達しましたので、この改正をお願いしたいというふうに考えた次第であります。

て、これを支拂うという意味であります。大体実費という意味であります。

○中野(四)委員 その場合もう一應伺つておきたいのだが、館長の大体のめどはどのくらいなのですか、やはり一應のめどがなくてはならぬわけでありますが、この機会に速記録にとどめておきたいと思ひます。

○金森國會議員 此の法律が通りますれば、図書館の方が中心になります、東京でわれ／＼が容易に接近し得るような出版界の経験者数人を集めて、そのほかにもかような問題について御経験のゆたかな方のお集まりをお願いして、いろ／＼の協議をしてこの額をきめたいと考えております。しかしその額はそのときになります、て、そういう手続を経ませなければ、どのくらいの額が適當であるかといふことは今申し切れません。今まで聞いておりますところでは、出版業者には多少の差はありますけれども、大体利益の計算の率がありますので、何割かは――何割と申しましてもう大きな割ではございせんが、何割かを割つた額をこの額としていいのではないかと考えております。なおこの納付に必要なるというところでございすけれども、これは納付ということが今日郵便で納付いたしましても相当多額になるわけでありまして、こういう点はさらに日本の出版協会の方々と御相談をいたしまして、なるべくは集めておいていただいて、図書館の方から受取りに行くというふうなことで適當に処置したい。従つて結果におきましては当事者に特別な利益がないという限度で合理的な道をとりたいと思ひます。もしそれが間違つておりますれば、訴訟

の問題として裁判所で解決せられるというふうにも考えております。

○中野(四)委員 これはその道の権威者が集まつて、それ／＼研究をされて十二分に出版者に対してこの法律の目的を達成し得る段階まで持つて行けると思ひますけれども、一面において、たとえばこの過料にしましても、罰則をもつて義務の遂行を望む限りにおいては、出版者のおの／＼その立場を十二分に理解してかからなければならぬと思ひます。そこで大体出版者では――私出版にいささか關係を持つておる者ですが、出版業者としては、たとえば價格の六〇％なりあるいは六五％なりというものは、どうしても原價計算の上において確保しなければならぬのです。そういうふうなものが認められることにならないと、義務の遂行だけによつて過料を科するというような行き方は、私は納得できぬと思ひます。ですから、十分に抑えるところは抑えておられるのであります。ところが、委員の議をまつて大体どの程度の割で出ましようか、およそ今申し上げたような業界において出し得る限度のもの、特に少数の部数を発行する場合があります。一般の出版等によつて何万部か刷るものにおいてはその利益の幅も幾分か印刷過程において見られますけれども、少数の、しかも今日入手困難な高級紙を使う場合等におきましては、特にこういう点が配意されませんと、過料のみによつてこれを遂行せしめるという行き方は好ましくないと思ひますので、館長におよその点を伺つたのです。もちろん御留意あつてこの点は御執行願ひたい、こう

いうふうにも考えております。

○金森國會議員 ただいまの点は仰せの通りと思つております。今まだ腹案の時代でありまして、實際は各方面の知識を得た後に定めることとありますが、現在でも大体の見当といたしましては、普通の書物については何十パーセントというふうにも考えまして、その普通のものさしではいかないものにつきましては特別に考慮をして、實際の当業者は何らの損害を及ぼさないというところできめたいと考えております。

○羽仁參議院議員 ただいま中野委員からの御質問の点につきまして、参議院の運営委員会が討論されました模様を多少補足させていただきますと思ひます。ただいまお話の通りに、過料といふものを認めるという一面、参議院の運営委員会におきましても、國立國會図書館のできるだけ民主的な運営によりまして、民間の方々、なかんずく日本の出版文化を代表される方々の意見といふものが十分民主的に反映するような機構を考えていただく、またそれを實現していただくということを申し合はしましたので、ただいま御質問のような御意見が必ず守られることと考へます。

りおます。

○岡谷委員 動議を提出いたします。この法律案につきましては、その内容、發議されるまでの経緯等、大体本委員会では承しておつたのでありますから、ただいまの發議者の懇切なる御説明があり、さらに質疑應答によつて一層はつきりいたしましたので、本案に対する質疑はこれにて打切つて、討論を省略してただちに採決せられるよう、おとりはからい願ひたいと思ひます。

○早稲田委員長 岡谷君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。これより採決を行います。本案は原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。原案の通り本案は可決することに決しました。

なお議長に提出いたします委員会報告書の作成をせんければならぬことに規定されておりますが、そうした報告書はすべて委員長に御一任願ひように、この場合おきめをいただきますと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議ないようでありますから、さようとりはからわさせていただきます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会

第一類第二十一号 図書館運営委員會議録 第五号 昭和二十四年五月十九日

〔参照〕

國立國會図書館法の一部を改正する

法律案(参議院提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月二十二日印刷

昭和二十四年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷部